

# 運賃の適用方

徳島県海部郡海陽町 海陽町長 三浦 茂貴

海洋自然博物館マリンジャム

## I 運賃の適用方

### 1. 小人旅客運賃について

(1) 次の旅客には小人旅客運賃を適用する。

ア. 6歳以上12歳未満の小人

イ. 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上6歳未満の小人

ウ. 大人に同伴されて乗船する1歳以上、6歳未満の小人であって、大人1名につき1人を超えるもの

(2) 1歳未満の小人の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上6歳未満の小人（団体として乗船するものを除く。）の運賃であって、大人1名につき1人分は無料とする。

### 2. 団体旅客運賃について

ア. 一般団体旅客運賃は旅行及び観光目的、又は行程等を同じくした者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。

## II 運賃の割引

### 1. 運賃の割引は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者に対する運賃の割引

身体障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 身体障害者の定義

この割引の適用において、身体障害者とは身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者をいい、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

① 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(i) 視覚障害 1級から3級及び4級の1

(ii) 聴覚障害 2級及び3級

(iii) 肢体不自由

・ 上肢 1級、2級の1及び2級の2

・ 下肢 1級、2級及び3級の1

・ 体幹 1級から3級

・ 乳幼児以前からの非進行性の脳病変による運動機能障害

上肢機能 1級及び2級

移動機能 1級から3級

(iv) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

・ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1級、3級及び4級

・ ぼうこう又は直腸の機能障害 1級及び3級

・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 1級から4級

(v) 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等

級に準ずるもの

②第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(i) 視覚障害 4級の2、5級及び6級

(ii) 聴覚又は平衡機能障害

・聴覚障害 4級及び6級

・平衡機能障害 3級及び5級

(iii) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級

(iv) 肢体不自由

・上肢 2級の3、2級の4及び3級から6級

・下肢 3級の2、3級の3及び4級から6級

・体幹 5級

・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

上肢機能 3級から6級

移動機能 4級から6級

(v) ぼうこう又は直腸の機能障害 4級

(注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

#### イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

① 身体障害者手帳の提示をした場合に限る。

② 介護者について、身体障害者1名について当町において介護能力があると認められた介護者1名が当該身体障害者と同一の乗船便等により旅行する場合に限る。

#### ウ. 割引の内容

運賃の割引の内容は、次のとおりとする。

① 身体障害者及び第1種身体障害者の介護者の運賃については5割引とする。

### (2) 知的障害者に対する運賃の割引

知的障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

#### ア. 知的障害者の定義

この割引の適用において、知的障害者とは昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者をいい、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

① 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの。

② 第2種知的障害者とは、知的障害者であって前号以外の者をいう。療育手帳及び判定欄の記述が「B」のもの。

イ. 適用条件

この割引にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① 療養手帳の提示をした場合に限る。
- ② 介護者について、知的障害者1名について当町において介護能力があると認められた介護者1名が当該知的障害者と同一の乗船便等により旅行する場合に限る。

ウ. 割引の内容

割引の内容は、次のとおりとする。

- ① 知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の運賃については5割引とする。

(3) 精神障害者に対する運賃の割引

精神障害者及びその介護者に対する運賃の割引は、次に定めるところによる。

ア. 精神障害者の定義

この割引の適用において、精神障害者とは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項及び平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいい、これを次に掲げる第1から第3等級に分ける。

(精神保健福祉法施行令第6条)

- ① 精神障害者とは次に掲げる障害の等級の範囲に属するものをいう。
  - 1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  - 2級 精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
  - 3級 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

イ. 適用条件

この割引の適用にあたっての条件は、次のとおりとする。

- ① 精神障害者保健福祉手帳の提示をした場合に限る。
- ② 介護者について、精神障害者1名について当町において介護能力があると認められた介護者1名が当該精神障害者と同一の乗船便等により旅行する場合に限る。

ウ. 割引の内容

運賃の割引の内容は次のとおりとする。

- ① 精神障害者及び1級又は2級精神障害者の介護者の運賃については5割引とする。

(4) 運賃割引の重複適用の禁止

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、重複して適用しない。

Ⅲ 運賃の端数処理について

運賃は10円を単位とし、10円未満は切り捨てとする。

付則

設定届	平成3年11月11日	精神薄弱者に対する運賃の割引
変更届	平成10年5月12日	身体障害者に対する運賃の割引範囲拡大
変更届	平成30年10月27日	障害者関連各法律と運賃の適用方との整合